



供給条件説明書

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、お客さまと楽天エナジー株式会社（以後「当社」といいます。）との電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）に関する大切な事項を記載したものです。
- 需給契約のお申込みにあたっては、本説明書を十分にお読みいただき、その内容をご理解いただいたうえで、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては、当社の「楽天でんき 電気需給約款[低圧]」（以後「需給約款」といいます。）または「楽天でんき 料金メニュー表[低圧]」（以後「料金表」といいます。）をご参照ください。
- 当社の電気料金（楽天でんき）は、基本料金または従量料金および法令にもとづく再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、**一般社団法人日本卸電力取引所（以後「JEPX」といいます。）のスポット約定価格により変動（沖縄エリアを除きます。）**いたします。なお、沖縄エリアのお客さまは、この「市場価格調整」ではなく「燃料費調整」を適用いたします。
- 具体的な市場価格調整は、JEPXのスポット約定価格が1キロワット時当たり7円未満となる場合は、マイナスの市場価格調整として電気料金から差し引き、JEPXのスポット約定価格が1キロワット時当たり13円以上となる場合には、プラスの市場価格調整として電気料金に加算いたします。**ただし、JEPXのスポット約定価格が30円00銭を上回る場合は、30円00銭を上限といたします。**
 （⇒詳細は、本説明書「7 電気料金の算定方法および電気料金単価」をご参照ください）
- **市場価格調整を適用するお客さまは、JEPXのスポット価格が安価になる場合は、市場価格調整としてマイナスすることにより電気料金が安くなる一方、JEPXのスポット約定価格が高騰した場合、市場価格調整としてプラスすることにより電気料金が大幅に高くなるおそれ**があります。（⇒JEPXホームページ：<http://www.jepx.org/index.html>）
- 当社の電気料金メニューのメリットおよびデメリットをよくご確認いただき、需給契約の申込み、または需給契約のご継続可否についてご検討をお願いいたします。

1 お申込みの方法

- 当社指定のウェブサイトまたは当社所定の申込書その他当社が指定した方法により、お申込みをしていただきます。

2 契約期間

- 需給契約が成立した日から、需給開始の日以降1年目の日までといたします。
- 契約期間満了日の15日前までに需給契約終了の申し出がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- 需給契約の内容を契約期間中に変更する場合であっても、契約期間は変更されないものといたします。

3 需給開始予定日

- スイッチングの場合には、別途協議により定めた場合を除き、お客さまが申込みをした後に到来する最初の検針日といたします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合等については、次回以降の検針日となる場合があります。
- 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、申込みいただいた日から起算して12日以降でお客さまの希望する日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用開始にさかのぼって需給開始日といたします。

4 契約電力等の算定

- スイッチングの場合の契約電力等の算定については、従来の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約負荷設備、契約電流および契約容量に準じて算定いたします。
- 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合の契約電力等の算定については、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約負荷設備、契約電流および契約容量に準じて算定いたします。

5 供給エリア

- 供給エリアは、次のとおりといたします。ただし、電気事業法に定める離島は対象外といたします。

供給エリア	対象となる地域
北海道エリア	北海道（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。）
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県

供給エリア	対象となる地域
東京エリア	栃木県, 群馬県, 茨城県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県および静岡県 (富士川以東)
中部エリア	愛知県, 岐阜県 (一部地域を除きます。), 三重県 (一部地域を除きます。), 静岡県 (富士川以西) および長野県
北陸エリア	富山県, 石川県, 福井県 (一部を除きます。), 岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県 (一部地域を除きます。), 福井県の一部, 岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県, 島根県 (隠岐諸島 [島後, 中ノ島, 西ノ島, 知夫里島] を除きます。), 岡山県, 広島県, 山口県 (見島を除きます。), 兵庫県の一部, 香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県, 高知県, 香川県 (一部を除きます。), 愛媛県 (一部を除きます。)
九州エリア	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県および鹿児島県
沖縄エリア	沖縄県 (粟国島, 渡名喜島, 久米島, 奥武島, オーハ島, 北大東島, 南大東島, 宮古島, 池間島, 大神島, 来間島, 伊良部島, 下地島, 多良間島, 水納島, 石垣島, 竹富島, 西表島, 鳩間島, 由布島, 小浜島, 黒島, 新城島 [下地], 波照間島, 与那国島は除きます。)

6 供給電圧および周波数等

- 供給電圧または供給電気方式は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めによるものといたします。

プラン S [アンペア契約] (契約電流 10 アンペア以上)	交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
プラン M [kVA 契約] (契約容量 6 キロボルトアンペア以上)	交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
動力プラン [kW 契約] (契約電力 50 キロワット未満)	交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

- 標準周波数は、原則として、北海道エリア、東北エリアおよび東京エリアは 50 ヘルツ、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリアおよび沖縄エリアは 60 ヘルツといたします。

7 電気料金の算定方法および電気料金単価 [凡例: キロワット時: kWh, キロワット: kW]

【電気料金の算定方法】

- 電気料金の算定方法は、契約種別に応じて、次のとおりといたします。

<プラン S またはプラン M (沖縄エリアを除く) >



※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき毎年度公表された値といたします。また、料金の算定は、円未満を切り捨てます。

<プラン S (沖縄エリア) >



※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき毎年度公表された値といたします。また、料金の算定は、円未満を切り捨てます。

※ 燃料費調整額は、火力燃料価格の変動に応じて、毎月、加減算いたします。

<動力プラン (沖縄エリアを除く) >



- ※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき毎年度公表された値といたします。また、料金の算定は、円未満を切り捨てます。
- ※ 契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

【市場価格調整（沖縄エリアを除く）】

- 市場価格調整額は、供給エリアに応じた JEPX エリアプライスの月間平均価格（平均市場価格）に応じて算定いたします。
- 平均市場価格（消費税等相当額を除くもの）が1キロワット時当たり7円未満となる場合は、次の算定式により算定された市場価格調整単価による市場価格調整額を従量料金から差し引いたものとし、1キロワット時当たり13円を超える場合には、市場価格調整単価による市場価格調整額を従量料金に加算したものといたします。ただし、JEPXのスポット約定価格が30円00銭を上回る場合は、30円00銭を上限といたします。

1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭未満となる場合【マイナス調整】

$$\text{市場価格調整単価} = (7\text{円}00\text{銭} - \text{供給エリアに応じた平均市場価格}) \times (1 + \text{消費税率})$$

1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を超える場合【プラス調整】

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{供給エリアに応じた平均市場価格} - 13\text{円}00\text{銭}) \times (1 + \text{消費税率})$$

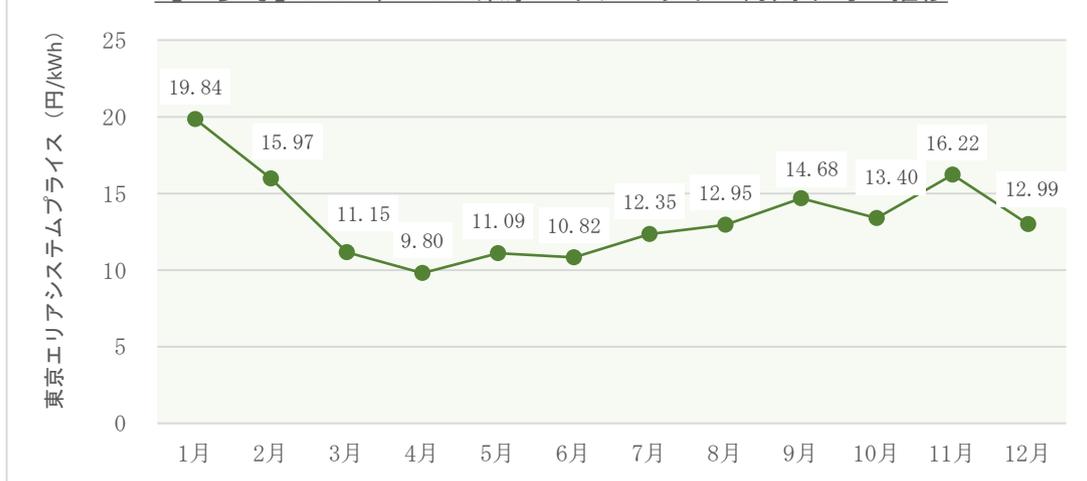
【ご参考】市場価格調整のイメージ



【ご参考】市場価格調整適用期間のイメージ



【ご参考】2023年 JEPX東京エリアプライス月間平均の推移



【電気料金単価】

- 電気料金単価は、適用する契約種別に応じて、次のとおりといたします。

① プランS

供給エリア	従量料金単価 (税込み)	単価
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	43円00銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円40銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円85銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円78銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円10銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	33円98銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円70銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円20銭

供給エリア	従量料金単価 (税込み)	
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円15銭
沖縄エリア	使用電力量1キロワット時につき	44円70銭

② プランM

供給エリア	従量料金単価 (税込み)	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	43円00銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円40銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円85銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	37円78銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円10銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	33円98銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円70銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	36円20銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	38円15銭

③ 動力プラン

基本料金単価 (税込み)	
契約電力1キロワットにつき	695円00銭

供給エリア	従量料金単価 (税込み)	
北海道エリア	使用電力量1キロワット時につき	31円40銭
東北エリア	使用電力量1キロワット時につき	26円60銭
東京エリア	使用電力量1キロワット時につき	26円50銭
中部エリア	使用電力量1キロワット時につき	27円73銭
北陸エリア	使用電力量1キロワット時につき	25円90銭
関西エリア	使用電力量1キロワット時につき	23円83銭
中国エリア	使用電力量1キロワット時につき	26円40銭
四国エリア	使用電力量1キロワット時につき	25円30銭
九州エリア	使用電力量1キロワット時につき	25円73銭

【電気料金の算定例】

- 供給エリアが東京エリア、契約種別がプランSで、当月の使用電力量が300kWh、JEPX 平均市場価格が31円/kWhの場合

項目	算定式
① 従量料金	300kWh × 36.85円/kWh = 11,055.00円
② 市場価格調整額	[平均市場価格が13円/kWhを超え、かつ30円/kWhを上回ることから、次式により算定] 市場価格調整額 = 300kWh × (30円/kWh - 13円/kWh) × 1.1 = 5,610.00円
③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金	300kWh × 1.40円/kWh* = 420円 (円未満切り捨て) ※ 2023年度告示単価
電気料金合計 (税込み)	① + ② + ③ = 17,085円 (円未満切り捨て)

【燃料費調整 (沖縄エリアのみ)】

- 沖縄エリアのお客さまは、市場価格調整ではなく燃料費調整を適用いたします。
- 従量料金は、平均燃料価格等に応じて算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
- 具体的な算定方法については、料金表別紙2 (燃料費調整) をご参照ください。

8 使用電力量等の計量および電気料金の支払方法等

- 使用電力量等については、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。
- 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日 (ただし、当社があらかじめ計量日をお知らせした場合には、前月の計量日から当月の計量日の前日までといたします。) までといたします。
- 電気の供給を開始 (スイッチングを含みます。) した場合や需給契約を終了した場合等においては、次の算定式により基本料金の日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{該当月の暦日数}}$$

- 電気料金の支払い方法は、クレジットカードによるお支払いとなります。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者から請求を受けた料金もしくは工事費等、当社がお客さまに請求する費用等がある場合は、当社所定の払込票によりお支払いいただくことがあります。
- 電気料金をお支払期日までに支払われない場合には、年10パーセントの延滞利息を申し受ける場合があります。

9 楽天ポイントの進呈

- 楽天ポイントの進呈については、次のとおりといたします。なお、キャンペーン等による場合は、別途、当社が適切と判断した方法により、当該キャンペーン等の内容をお知らせいたします。

楽天でんきのみの場合	消費税等相当額を除いた電気料金200円につき、楽天ポイント1ポイントを付与いたします。
楽天でんきと楽天ガスの場合	消費税等相当額を除いた電気料金およびガス料金100円につき、楽天ポイント1ポイントを付与いたします。
楽天カードによるお支払いの場合	上記に加え、楽天カードでお支払いいただいた電気料金またはガス料金100円につき、楽天ポイント1ポイントを付与いたします。

10 需給契約の変更または解約等

【お客さまからの申出による需給契約の変更または解約】

- 需給契約の変更を希望される場合には、当社が適切と判断した方法により、すみやかにお申込みをしていただきます。
- 需給契約の解約を希望される場合には、解約希望日の15日前までに、当社が適切と判断した方法により、お申込みをしていただきます。

【当社からの申出による需給契約の変更または解除】

- お客さまが次のいずれかに該当する場合または該当すると当社が判断した場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。なお、この場合、当社は、原則として需給契約を解除する15日前までに解除日を明示いたします。
 - ① 一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実を解消されないとき
 - ② 電気料金（他の需給契約にもとづく電気料金も含まれます。）を支払期日を経過してなお支払われないとき
 - ③ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われないとき
 - ④ 電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生じる金銭債務）を支払われないとき
 - ⑤ 各号に掲げるもののほか、需給約款の条項に違反した場合
 - ⑥ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
 - ⑦ ⑥のほか信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑧ お客さまが需給契約の締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
 - ⑨ お客さまが過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
 - ⑩ お客さまが、楽天会員から退会し、または楽天会員アカウントを停止された場合
 - ⑪ その他当社が電気を供給することが困難であると判断した場合

【需給契約の開始または変更後の工事費等の精算】

- お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を解約し、または契約電力等を減少しようとする場合等において、当社が、一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき電気料金または工事費等の精算に係る請求をされた場合には、お客さまには、当該工事費等に相当する金額をお支払いいただきます。

11 電気のご使用にとまないご協力いただきたい事項

- 当社または代理店が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者の計量器の確認や保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施する旨の要請があった場合には、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社、代理店または一般配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。
- お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ⑤ その他①から④に準ずる場合

- お客さまは、電気の供給にともない、一般送配電事業者が施設もしくは運用する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保、または施設場所の無償提供等について、ご協力をしていただきます。
- 次の場合、お客さまは、当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - ① お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
 - ② お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

12 需給約款の変更と任意解約

- 当社は、当社が必要と判断した場合、需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法より、あらかじめお客さまにお知らせいたします。また、電気料金単価の変更をとまなう場合、当社は、事前に新たな電気料金単価およびその適用開始日を当社が適切と判断した方法により、お客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが新たな電気料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは、需給約款に定める手続きにしたがい、需給契約を解約することができます。

13 エネルギーデータサービスおよびマイページサービス

【マイページの提供】

- 当社は、お客さまとの需給契約に関連して、インターネット上のウェブサイト「マイページ」により、需給契約に係る情報、請求金額、使用電力量等を含むエネルギーデータ（以後「エネルギーデータ」といいます。）等をお知らせいたします。
- マイページに掲載するエネルギーデータについては、電気の検針結果を除き、内容の正確性、有用性、その他いかなる保証を行うものではありません。なお、マイページに掲載されているエネルギーデータは、あくまでも掲載時点における情報であり、掲載情報が実際のデータ（確定値）と一致しない場合があります。
- 当社は、マイページに掲載するエネルギーデータおよびエネルギーデータに関連して生じた事項について、当社の責に帰すべき場合を除き、その責任を負いません。また、マイページのエネルギーデータの内容、構成等は、予告なしに変更、修正または提供を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

【エネルギーデータなどのお客さま情報の取得または利用】

- 当社は、マイページにおいて、お客さまの情報（エネルギーデータ、アンケート実施の結果等の情報）を取得し、当該情報を当社の広告、宣伝、マーケティングのため、およびサービスの改善および研究開発のため等に利用いたします。この詳細は、楽天グループ株式会社が定める「個人情報保護方針」（<https://privacy.rakuten.co.jp/>）をご参照ください。

14 その他

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
- 需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。
- 法人のお客さまにつきましては、需給契約の締結にあたり、当該法人名義で楽天会員 ID を作成していただきます。また、当社は、作成していただいた法人名義の楽天会員 ID に電気料金のお支払いに応じて楽天ポイントを付与いたします。なお、電気料金のお支払いで獲得された楽天ポイントは、需給契約にもとづく電気料金のお支払いのみに使用できるものとさせていただきます。当社および当社のグループ会社が運営する楽天会員向けの各種サービスには使用することができません。また、需給契約を解約または解除され、楽天会員の退会をされた場合、電気料金のお支払いによって獲得された楽天ポイントは、退会日以後の使用はできません。以上、あらかじめご了承ください。
- 再生可能エネルギー由来の電気の供給（非化石証書の使用により、実質的に再生可能エネルギー由来の電気とみなされるものを含みます。）その他電源構成等を電気の供給の特性とする場合については、当社が適切と判断した方法により、その内容および根拠をお知らせいたします。
- 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある等の場合には、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限することがあります。
- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡をお願いいたします。
- 本説明書の実施期日は、2024年4月1日といたします。

15 小売電気事業者の名称およびお問合せ先等

名 称	楽天エナジー株式会社 (小売電気事業者登録番号：A0388)
住 所	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
電 話 番 号	楽天エナジーカスタマーセンター TEL 050-5490-9070
および受付時間	月曜日から日曜日の9:30~17:30 (年末年始等の期間を除く。有料)
E メ ー ル	energy-info@mail.rakuten.com
お問合せフォーム	https://energy.faq.rakuten.net/CCRM_EnergyAsk

以 上